

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東海財務局総務部次長 殿

申込者
商号（名称）
代表者
主たる事務所の所在地
免許証番号

国有財産媒介申込書

下記のとおり、国有財産の売払いに係る媒介業務を受託したく、別紙の留意事項を了承のうえ、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 媒介業務を希望する国有財産

物件 番号	所在地	登記地目	数量 (㎡)	売却価格 (円)

2 媒介に関して受領する報酬の希望額

報酬の希望額： 円（うち消費税及び地方消費税 円）

（内訳）

- ・ 物件番号○の希望額： 円（うち消費税及び地方消費税 円）
- ・ 物件番号○の希望額： 円（うち消費税及び地方消費税 円）
- ・ 物件番号○の希望額： 円（うち消費税及び地方消費税 円）

(注) 報酬の希望額に関する注意事項

1. 報酬の希望額が国の予定価格以下であった場合には、当該希望額が約定報酬額となります。
2. 報酬の希望額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前には「¥」を記載してください。
3. 報酬の希望額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
4. 一度提出した報酬の希望額の変更又は取消しはできません。

3 指定流通機構への登録予定

- (1) 媒介物件に係る情報の登録予定の有無 有・無
- (2) 登録予定がある場合にあっては、登録する指定流通機構の名称

4 関係書類

- ・ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 6 条の規定により交付された免許証の写し
- ・ 誓約書
- ・ 役員一覧（法人の場合のみ）

別紙

留 意 事 項

東海財務局と一般媒介契約を締結した宅地建物取引業者（受託者という。以下同じ。）は、一般媒介契約書に定める条項のほか、次の事項に留意して東海財務局職員の指示に従い、適正に業務を遂行しなければならない。

- 1 受託者は、探索した買受希望者から買受けの申込みがあったときは、売買物件の所在地を管轄する東海財務局、各財務事務所、沼津出張所に対して遅滞なく報告すること。
- 2 受託者は、買受希望者に対し、当局の指定する売払申請書（法人の場合は役員一覧を添付）、同意書（契約内容の公表）及び委任状を提出するよう求め、当該売払申請書等を直接持参又は郵送（簡易書留郵便）等により、物件の所在地を管轄する東海財務局、各財務事務所、沼津出張所に対して提出すること。
 - （1）先着順売払受付期間
令和8年9月2日（水）から令和9年1月8日（金）まで
 - （2）申込時間
土、日、祝日、年末年始を除く、午前9時から12時、午後1時から5時までの間
なお、添付書類等に不備がある場合は申込みを受け付けないこととし、後日の補完は認めない。
- 3 受託者は、買受希望者に対して行う重要事項の説明及び告知について、東海財務局、各財務事務所、沼津出張所が保有する物件調書、閲覧資料、申込要領等を用いて行うものとする。
- 4 受託者は、買受希望者に対して一般媒介契約書第8条第2項に定めるほか、次の事項を告知するものとする。
 - （1）買受申込みの受付
 - ① 同一日に受付した売払申請書等は持参、郵送いずれも同着とみなすこと。
 - ② 同一物件に対し、同一日に複数の申し込みがあった場合には、原則、売払申請書提出日の翌開庁日10時に「くじ」により優先順位を決定すること。なお、売払申請者又は代理人によるくじ引きができない場合には、国が指定した者が代わってくじを引くこと。
 - ③ くじ引きによる優先順位決定後（くじ引きを実施しなかった場合も含む）、受付日及び優先順位等を記載した「普通財産売払申請書の受理について」を郵送により交付すること。
 - ④ 一般媒介契約書第8条第2項(1)に該当することが判明した場合は、申込みを無効とし、売払申請書等は返戻すること。
 - （2）契約相手方の決定方法
 - ① 上記（1）④の要件に該当しないことが確認でき次第、当局から契約相手方として決定

した旨、通知すること。

- ② 上記(1)④の要件の確認に1週間から1ヶ月程度時間を要する場合があること。
- ③ 先着順申込者の資格要件の確認を行った結果、上記の方の申し込みが無効となった場合は、原則として、次順位者を契約相手方と決定すること。

(3) 売買契約の締結

- ① 「契約相手方決定通知書」の発行日から30日以内(30日目が土、日、祝日等の閉庁日となる場合は、直前の閉庁日まで)に売買契約を締結すること。

農地法の手続きを要する物件については、「契約相手方決定通知書」の発行日から30日以内(30日目が土、日、祝日等の閉庁日となる場合は、直前の閉庁日まで)に許可又は届出の手続きを行い、許可後又は届出受理後30日以内(原則として契約相手方決定通知後4ヶ月以内)に売買契約を締結すること。なお、農業委員会の都合等により契約までに期間を要する場合は、物件の所在地を管轄する財務局、財務事務所及び出張所に相談すること。

- ② 「国有財産売買契約書」は国の書式を使用すること(事前に内容を確認すること)。

なお、国有財産売買契約書をもって宅地建物取引業法第37条の書面に代える取扱いになることから、同条第3項の規定に基づき、国有財産売買契約書の売出人及び買受人の記名・押印欄の次に、次のとおり宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の名称等を表示するものとする。

媒介業者	免許証番号
	所在地
	商号
	代表者
	電話
	F A X

取引士	登録番号
	氏名

- ③ 契約保証金を納付して20日以内(20日目が土、日、祝日等、金融機関の休業日となる場合は、直前の営業日まで)に差額を納付する方法は、契約保証金を売買代金に充当できる。
- ④ 一般媒介契約書第8条第2項(13)に定める契約相手方の負担のほか、所有権移転登記に係る登記識別情報通知の郵送を希望する場合の郵送料が契約相手方の負担となること。
- ⑤ その他留意事項

ア 買受けの申込みにあたっては、物件の有無・申込者の有無を申込先まで確認すること。

イ 買受けの申込みにあたっては、入札保証金及び契約締結等の期限を除くほか、一般競争入札に付した条件を継承すること。

ウ 買受けの申込みにあたっては、物件調書(物件によっては、別途、閲覧資料について

も確認する必要がある。)のほか、現地、諸規制等について、必ず買受希望者自身で確認すること。

エ 売買物件は全て現況有姿による引渡しとなること。なお、物件調書の記載と現況が異なる場合は、現況が優先すること。

オ 所有権が移転するまでの間に売買物件を使用又は収益することができないこと。

以 上